

ご質問	ご回答
1 いつ破産が申し立てられたのですか。	令和4年12月1日、東京地方裁判所に対し、破産手続開始申立てがなされました。
2 いつ破産手続が開始したのですか。	令和4年12月1日、東京地方裁判所から、破産手続開始の決定がなされました。
3 なぜ破産したのですか。	破産手続開始申立書によれば、電力小売市場における価格競争激化、国内電力市場の逼迫と卸電力市場の価格急騰、直近のロシアによるウクライナ進行に伴う燃料価格の世界的高騰等の影響を受けて、逆ざや状態が続き、事業改善の見込みが立たないことから、令和4年11月末での事業終了を決定し、その直後に破産したとのことです。
4 破産管財人とは何ですか。	破産管財人は、裁判所から選任され、破産会社の財産の管理処分権を有し、会社の財産を換価し、法律の優先順位に従って債権者に対する配当等を行う職責を負う、破産会社や債権者とは利害関係のない公平中立な第三者です。
5 破産管財人は誰ですか。	東京地方裁判所により、弁護士富永浩明が、破産管財人に選任されています。また、破産管財人の業務を補佐するために、弁護士大石健太郎、同高橋優、同木村昌則が、破産管財人代理人に選任されています。
6 問合せ窓口を教えてください。	コールセンター0120-583-017（土日祝日を除く午前9時～午後5時30分）
7 破産管財人と直接話をしたい。	申し訳ございませんが、多数の債権者、利害関係人がおられることから、破産管財人から直接ご連絡することは困難であることをご理解ください。お問い合わせ等は、コールセンターまでご連絡いただきましたら、破産管財人にも報告され、適切に対応をさせていただきます。
8 シナジアパワーの弊社に行って説明を聞かせて欲しい。	申し訳ございませんが、多数の債権者、利害関係人がおられることから、会社へのご来訪はお控えください。お問い合わせ等は、コールセンターまでご連絡いただきましたら、破産管財人にも報告され、適切に対応をさせていただきます。
9 シナジアパワーに対する債権がある。支払って欲しい。	原則として、破産手続開始前の原因に基づく債権は、破産債権として、お支払いができません。破産債権の届出をして頂くことになります。
10 11月分の電気料金の請求書は、いつ誰から発行になりますか。	従前のシナジアパワーの請求書を用いて、追って破産管財人から発行します。12月中を目処に発行・送付する予定です。請求書がお手元に届き、同封の説明文書（破産管財人作成）をお読み頂き、その内容をご確認頂いた後に、お支払いください。
11 支払方法は変わりますか。11月分の電気料金は破産管財人の銀行口座に振り込むことになるのですか。	支払方法変更の可否を含めて、改めて、請求書とともに追ってご案内します。
12 11月分の電気料金請求書の送付が一定の日よりも遅くなった場合、支払期限の12月末（1月初旬）までに支払をすることは困難になるがよいですか。	11月分の請求書は、追って従前のシナジアパワーの請求書を用いて破産管財人から需要家の皆様に文書で発送（あるいはオンライン通知）します。手続の関係で発行が12月半ば以降となる場合など、需要家の皆様の手続が間に合わないおそれがある場合には、支払時期について適宜の対応を検討するなどした上、お支払いの日程を含めてご案内します。
13 破産債権の届出期限はいつですか。	令和5（2023）年2月1日（水）までです。
14 届出期限を1日でも過ぎたら受け付けてもらえなくなりますか。	破産届出期限に遅れても破産管財人としては当面は異議を出不さず、届出を受け付けます。但し、他の債権者から遅れたことについて異議が出たときは、破産法上、別途の手続を要することがあります。
15 破産債権届出書はどこに送ればよいですか。	シナジアパワーに債権をお持ちの方は、破産債権届出期限までにシナジアパワー破産管財人室（〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル7階）宛に到着するように発送してください。裁判所からお送りした債権届出用紙に同封してある紙に宛先の書方見本が記載されていますので、切り取って封筒の表面に貼ると便利です。
16 債権者集会はいつ、どこで行われますか。	令和5（2023）年5月29日（月）午後2時から、東京都目黒区中目黒にある裁判所（ビジネスコート）の1階で行われます。集会場の案内については、シナジアパワーのHPにも掲載しておりますのでご確認ください。
17 債権者集会には出席しなくてもいいですか。債権者集会に出席しないと不利益はありますか。	現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京地裁では、集会にはなるべく出席されないことが勧められております。集会后に債権者からご希望があったときは、債権者であることを確認の上、集会后に集会での配布資料をお送りします。債権者集会に参加しなくても、不利益に扱われることはありません。
18 配当はありますか。いつごろですか。	まだわかりません。今後、破産管財人が破産会社の財産の状況や、債権者から届け出られた債権の内容や金額を調査して確認します。債権調査を経て債権の額が認められ、配当ができる状況になったときには、配当の案内が郵送されます。
19 損害賠償請求権や違約金請求権を破産債権として届け出た場合、全額を支払ってもらえるのですか。	破産手続は債権者に対して債権の全額を支払えない場合の清算手続ですので、（原則として）届出いただいた損害賠償請求権や違約金請求権の全額が支払われることはありません。具体的には、届出いただいた損害賠償請求権や違約金請求権につきましては、債権者の皆様に配当し得るだけの財団（財産）が形成された場合のみ、配当がなされることとなります。配当の有無や仮に配当がなされる場合の配当率（届出債権額の何%が支払われるか）は、現時点では不明です。